

広島県選挙管理委員会告示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十四条において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十四条第一項の規定により、広島海区漁業調整委員会委員の補欠選挙を平成二十六年一月三十日に行う。

平成二十六年一月二十一日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利